

不動産賃貸業を営まれている方へ

償却資産（固定資産税）申告のお知らせ

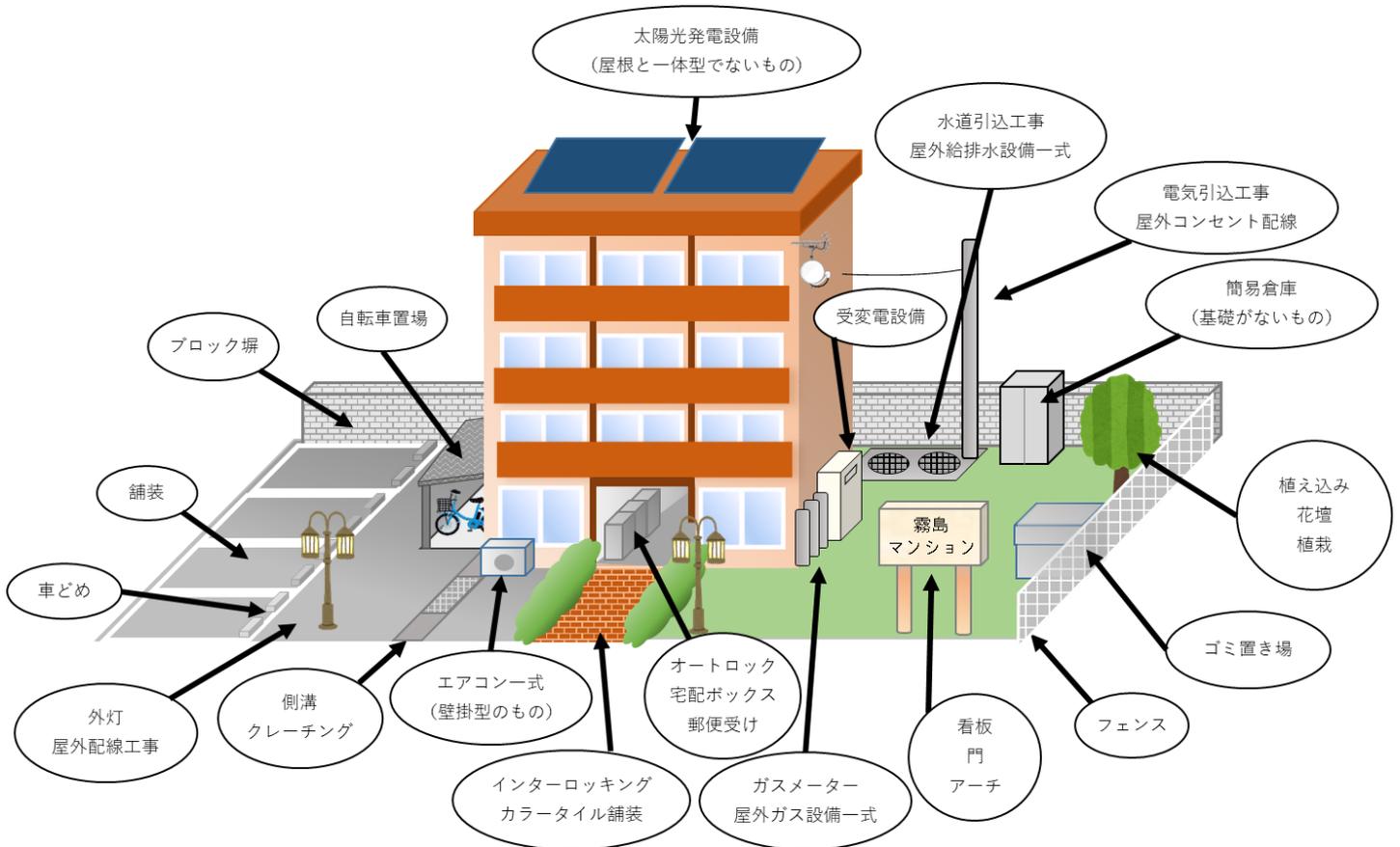
霧島市役所税務課固定資産税グループ

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものをいいます。共同住宅などをお持ちの方にも、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただく必要があります（地方税法第383条）ので、申告書を作成のうえ、裏面の提出先までご提出をお願いいたします。

2 償却資産の対象となる資産

償却資産の対象となるおもな資産は以下に示すとおりです（建物部分は家屋として課税されます。）。



▼おもな対象資産一覧表

資産の種類	具体例 (太字は上に掲載していないもの)
構 築 物	外構工事一式 (ブロック塀、舗装、車どめ、外灯 (屋外配線工事を含む。)、側溝・クレーチング、インターロッキング・カラータイル舗装、看板・門・アーチ、フェンス、植え込み・花壇・植栽)、自転車置場、ゴミ置き場、簡易倉庫 (基礎がないもの) など
建 物 付 属 設 備	受変電設備、電気引込工事・屋外コンセント配線、水道引込工事・屋外給排水設備、ガスメーター・屋外ガス設備、 屋外消火栓設備 、LAN 設備など
機 械 及 び 装 置	太陽光発電設備 (屋根と一体型でないもの)、 監視カメラ (本体、架台)・受像機 (テレビ) など
工 具 及 び 備 品	エアコン一式 (壁掛型のもの)、オートロック・宅配ボックス・郵便受け、 家電付き物件における家電類 (洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビなど) 、家具 (造り付けでないもの)、消火器 (ボックス、ホース、ノズル一式)、避難器具など

3 少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③の資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③法人税法第 64 条の 2 第 1 項または所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産で取得価額 20 万円未満のもの※ただし、下記④・⑤の資産については、固定資産税の申告対象となります。
- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
① 一時損金算入	申告対象外			
② 3 年一括償却	申告対象外			
③ リース資産	申告対象外		申告対象※	
④ 中小企業特例	申告対象			
⑤ 個別減価償却	申告対象			

※リース資産は原則としてリース会社が申告しますが、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価により譲渡する条件のリース取引等の場合は賃借人（実質的な買主）が申告してください。

4 国税の取扱いとの違い

項目	国税（法人税・所得税）の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択制度	「固定資産評価基準」に定める減価率（原則として「旧定率法」）によります。
前年中の新規取得資産	月割償却	取得月によらず半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却・即時償却（租税特別措置法）	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
中小企業特例を適用した損金算入	認められます。	金額にかかわらず認められません。

5 申告の手続き

(1) 提出書類

償却資産の申告に関しては、以下の書類をご提出ください。

- ①償却資産申告書
- ②償却資産種類別明細書

※上記①・②は霧島市ホームページからダウンロードできますが、郵送も承りますので下記までご連絡ください。

(2) 申告書等の提出方法

霧島市役所税務課固定資産税グループ（本庁国分庁舎1階）まで直接ご提出いただくか、郵送でお送りください。

※償却資産の申告には、簡単で便利な eLTAX（電子申告）もご利用できますので、ご活用ください。

(3) 申告期限

申告書の提出期限は毎年1月31日です。期間間近は大変混雑しますので、お早めの申告にご協力ください。

■提出先・お問い合わせ先

霧島市役所総務部税務課固定資産税グループ
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号
TEL 0995-45-5111（内線 1381～1386）
E-mail zeimu@city-kirishima.jp